

「夜間・早朝の活用によるにぎわい創出事業補助金」
質疑応答集（令和4年4月20日）

1 補助対象者について

問1-1 補助対象者はどういった者か。

⇒ 募集要領の「2 補助対象者」に記載のとおり、法人格を有する者が補助対象者となります。
具体的には、株式会社（旧有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街振興組合、商店街振興組合連合会等を想定しています。

問1-2 問1-1で例示のあった者以外は補助対象者とならないのか。

⇒ 例示した者に限らず、法人格を有する者であれば対象者となります。
なお、個人事業主など法人格を有しない者は対象者となりません。

問1-3 広島市外の法人でも補助対象者となるのか。

⇒ 補助対象者となります。

問1-4 複数の団体で構成する実行委員会で補助対象事業を行いたいが、実行委員会は補助対象者となるのか。

⇒ 補助対象者は法人格を有する者としており、法人格を有しない実行委員会は補助対象者となりません。

なお、代表する法人1者が補助申請者となって、補助金の申請を行っていただければ、事業の実施体制が複数の団体であっても補助対象とすることは可能です。

問1-5 他の公的な補助金の交付を受けて事業を実施している法人は、補助対象者となるのか。

⇒ 補助対象者となります。

ただし、本補助金を活用しようとする事業について、他の公的な補助金等も合わせて活用する場合、当該事業は補助対象となりません。（補助制度の併用はできません。）

2 補助対象となる事業について

問2-1 補助対象となる事業はどのようなものか。

⇒ 募集要領の「3 補助対象事業」をご覧ください。

問2-2 夜間・早朝のイベント（A事業及びB事業）とは、どのようなものか。

⇒ 募集要領「3 補助対象事業」に示す要件を満たすものであれば、広く対象になります。

（想定するイベント例）

- (1) ナイトマーケット（夜市）や朝市
- (2) 音楽イベント
- (3) ライトアップイベント
- (4) 早朝アクティビティ

問2-3 夜間・早朝の観光資源のPR活動（C事業）とは、どのようなものか。

⇒ 募集要領「3 補助対象事業」に示す要件を満たすものであれば、広く対象になります。

（想定する活動例）

- (1) 夜間・早朝の時間帯に利用できる市内の飲食店や観光施設等をPRする内容の冊子を作成し、広く観光客等に配布する。
- (2) 市内で実施されている既存の夜間・早朝のイベントを紹介するウェブサイトを作成し、ウェブ上でプロモーションを実施する。

問2-4 A事業1件とC事業1件を申請できるか。

⇒ できません。同一の者による申請は、全体で1件までとなります。

問2-5 「広く一般に開かれた事業であること」とは何か。

⇒ 限られた会員のみが参加できるようなものではなく、誰もが参加しやすいものを指しています。

ファミリーや高齢者などターゲット層を絞った事業であっても、広く一般に開かれた事業に該当しますが、採択審査で、集客力を評価のポイントとしている点にご留意ください。

問2-6 入場料を徴収するイベントは対象となるのか。

⇒ 対象となります。

ただし、補助金を受けることによって利益が生じる場合は、補助金の額から利益相当額を控除することとなります。

例：補助対象経費500万円、事業収入200万円の場

400万円（事業収入がない場合の補助金額）＋200万円（事業収入）

－500万円（補助対象経費）＝100万円（利益相当額）

⇒400万円－100万円＝300万円（補助金額）

問2-7 「事業実施に当たり、行政機関等の許可や地元との調整等、必要な許可や調整が取れている又は取れる見込みがあること」とあるが、事業を実施する地域の自治会等の同意は必須か。

⇒ この要件は、事業の実現可能性を確認する趣旨で設けています。

ご質問のありました地域の自治会等の同意は必須ではありませんが、補助事業の実施によっ

て地域住民に悪影響があるなど、地元の反対が懸念される場合には、事業の実現可能性を担保する上で、地元の自治会等の同意を得ていただくことが必要と考えます。

問2-8 A事業及びB事業の要件である「新規のイベントであること」とは何か。

⇒ 補助申請者が、新たに広島市内で実施する夜間・早朝のイベントを指します。

問2-9 A事業の要件である「既存のイベントを拡充するものであること」とは何か。

⇒ 既存の夜間・早朝のイベントの内容を充実させることや、昼間に実施しているイベントの開催時間を延長することにより、新たに夜間・早朝の観光資源の創出につながるものです。

拡充部分に要する経費のうち、夜間は概ね17時から22時まで、早朝は5時から正午までの開催経費が補助対象となります。

問2-10 A事業の要件である「原則、同一の場所で定期的実施すること」とは何か。

⇒ 観光資源として定着させるために、同一の場所で定期的実施することを求めています。

場所についてはオープンスペースや屋内施設等を想定していますが、特に指定はありません。

また、定期的とは、補助事業を実施する期間内において開催回数が3回以上であり、概ね2か月に1回は開催することを想定しています。開催回数が3回以上であることは必須ですが、2か月に1回の開催は目安です。開催頻度の指定はありませんが、短期集中のイベントよりも広い期間で実施している方が望ましいと考えています。

問2-11 C事業の要件である「新規の取組であること」とは何か。

⇒ 補助申請者が新たに取組む広島市内に所在する夜間・早朝の観光資源のPR活動を指します。

PRの素材である観光資源は、飲食店や観光施設のほか、イベントも考えられます。PRの素材が既存の観光資源であっても、PR活動自体が新規で取組む内容であれば対象となります。

問2-12 補助限度額（A事業2,000万円、B事業及びC事業500万円）と比して、事業費が少額な事業でも補助対象事業となるか。

⇒ 補助対象事業の事業費に係る下限は設けておらず、事業費が少額であることを理由に補助対象外となることはありませんが、多くの観光客の集客が見込めることが、評価のポイントであることにご留意ください。

3 補助対象経費について

問3-1 補助対象となる経費はどういったものか。

⇒ 補助対象事業の実施に要する経費が補助対象となります。

詳細は募集要領「5 補助対象経費等」をご覧ください。

問3-2 補助対象外経費に「補助事業者の経常的経費（事務所経費、職員給与等）」とあるが、補助事業の実施のために雇用した場合の人件費も対象となるか。

⇒ イベントを開催するために従事する外部スタッフの人件費は対象となりますが、補助事業者がスタッフを雇用する場合の人件費は対象となりません。

4 その他

問4-1 A事業について、書類審査通過後にプレゼンテーション審査があるが、プレゼンテーション用の資料を別途用意してもよいか。

⇒ 申請時に提出していただく事業計画書により、プレゼンテーションを行っていただくことを想定していますが、新たにプレゼンテーション用の資料を準備していただいても構いません。

書類審査通過者には、プレゼンテーション審査の日時・場所等に合わせ、プレゼンテーション用資料の提出期限をお知らせしますので、プレゼンテーション用資料を準備される方は、指定の提出期限までにご提出ください。

問4-2 審査会の採点内容の詳細は教えてもらえるのか。

⇒ 採択・不採択等の審査結果のみ通知します。

採点内容の詳細や不採択となった場合の理由はお答えできません。

問4-3 補助金はいつ支払われるのか、事業終了前にもらうことはできるのか。

⇒ 補助金は、事業終了後、補助事業者から補助事業実績報告書等の書類を提出していただいた後に、所定の手続きを経て、お支払いする流れとなります。

このため、事業の終了前に補助金をお支払いすることはできません。

なお、支払までにかかる具体的な日数は、補助事業実績報告書等の書類に不備が無い場合、書類の到着から1週間程度で補助金額の確定通知を送付し、その後、補助事業者から提出いただく請求書の到着から約15日後に、ご指定の口座に振り込むことを予定しています。

問4-4 交付決定の後に、活動内容や予算に変更が生じた場合、こういった手続きが必要か。

⇒ 以下の項目のいずれかに該当する場合は、事前に市へ事業計画変更申請書（様式第9号）、変更事業計画書（様式第10号）、変更収支予算書（様式第11号）を提出いただき、当該変更に係る事業実施前に、市の承認を受ける必要があります。

① 予算書に記載した予算額から1割以上の変更が見込まれるとき

※申請時に提出する収支予算書（様式第3号）に記載された予算科目ごとの金額について、1割以上変更する場合は該当となります。

※補助対象経費のみが該当となり、補助対象外経費を変更する場合は、該当しません。

② 予算書等に記載した支出内容に変更が見込まれるとき

③ 事業計画書に記載した事業内容に変更が見込まれるとき（事業の中止・廃止を含む）

変更の承認前に支出が決定した経費については対象経費として認められません。

承認には時間を要するため時間に余裕をもって手続きを進めてください。補助事業者の都合

で、承認に係る処理期間を短縮することはできません。

審査会を通して採択された事業計画を変更する重要な手続きであり、変更申請を行えば必ず承認されるものではありません。当初の事業計画と比べあまりにも異なる内容であったり、計画変更によって当初期待していた成果が見込めないと認められる場合などには、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

問4-5 まん延防止等重点措置など新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止せざるを得ない状況になったときに中止までに要した経費やキャンセル料は補助の対象となるのか。

⇒ 当該補助事業開始後に、新型コロナウイルス感染症の影響や災害等により、イベント等の一部又は全部を中止した場合は、中止までに要した経費や各種キャンセル料については、本市が妥当と認める範囲内において、補助対象とします。

ただし、当該補助事業の実施を取りやめる意思決定を行った会議議事録等、やむを得ない事情により中止等に至った経緯が客観的に分かる資料の提出が必要です。

その際は、問4-4における変更申請を行い、市の承認を受けてください。

問4-6 補助金で施設・備品等の整備を行ったが、これらを事業計画に記載した事業以外に使用してよいか。

⇒ 使用等に制限がある場合があります。

具体的には、補助金で整備した施設・備品等の取得価格等が、50万円以上、かつ、耐用年数を経過していないときは、市長の承認を受けないまま、当該施設等を補助事業以外に使用等することはできません。

なお、承認を受けないまま使用していることが判明した場合、補助金の返還を求めることがありますのでご注意ください。

問4-7 今回交付された補助金や、補助事業で物品を販売する等して得た収益は、課税対象となるか。

⇒ 事業の内容によって異なるため、補助事業者の責任において個別に管轄の税務署にご相談ください。

問4-8 提出書類について、写しでも可能か。

⇒ 定款及び直近1期分の決算書類については、写しで差し支えありません。登記事項証明書（全部事項証明書）及び納税証明書については、原本を提出してください。

問4-9 設立して間もないため、納税証明書、決算書類が提出できない場合は申請できないのか。

⇒ 申請可能です。申立書をダウンロードし、申請時に提出できない書類に代えて提出してください。